

平成 29 年第 8 回石垣市議会定例会（12 月）

提出議案概要

| | |
|----------|------|
| 条例（一部改正） | 4 件 |
| 補正予算 | 4 件 |
| その他 | 15 件 |
| 報告 | 2 件 |
| <hr/> | |
| 計 | 25 件 |

石垣市

目 次

(頁)

【条例(一部改正):4件】

◎総務部

議案第 74 号 石垣市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例・・・(1)

◎企画部

議案第 75 号 石垣市職員定数条例の一部を改正する条例・・・(1)

◎福祉部

議案第 76 号 石垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例・・・(1)

◎教育部

議案第 77 号 桃原用昇奨学基金条例の一部を改正する条例・・・(2)

【補正予算:4件】

◎総務部

議案第 70 号 平成 29 年度石垣市一般会計補正予算 (第 5 号)・・・(2)

◎市民保健部

議案第 71 号 平成 29 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)・・・(3)

◎福祉部

議案第 72 号 平成 29 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)・・・(3)

◎建設部

議案第 73 号 平成 29 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算 (第 2 号)・・・(3)

【その他:15件】

◎企画部

議案第 78 号 石垣市公設市場指定管理者の指定について・・・(4)

議案第 79 号 石垣市伝統工芸館指定管理者の指定について・・・(4)

◎農林水産部

議案第 80 号 石垣市民の森指定管理者の指定について・・・(4)

議案第 81 号 石垣市船越漁港直売所兼休憩所施設指定管理者の指定について・・・(4)

議案第 82 号 農業基盤整備促進事業 (崎枝第 2 地区) の施行について・・・(4)

議案第 83 号 農山漁村活性化対策整備事業 (久宇良地区) の計画変更について・・・(4)

◎建設部

議案第 84 号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について・・・(5)

議案第 85 号 市道の廃止について・・・(5)

議案第 86 号 市道の認定について・・・(5)

議案第 87 号 市道の認定について・・・(5)

議案第 88 号 市道の認定について・・・(5)

議案第 89 号 底地海水浴場指定管理者の指定について・・・(5)

議案第 90 号 明石パラワールド指定管理者の指定について・・・(5)

◎教育部

議案第 91 号 大濱信泉記念館指定管理者の指定について・・・・・・・・・・ (6)

議案第 92 号 工事請負契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (6)

【報告:2件】

◎建設部

報告第 13 号 専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (6)

報告第 14 号 専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (6)

【条例(一部改正) 4件】

◎総務部

| 件名 | 概要 |
|---|--|
| 議案第74号 石垣市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) | 地方公務員の介護休暇の期間に関しては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に最低基準が定められており、本市は当該規定に基づき条例で定めているが、沖縄県及び県内他市の状況に鑑み、国家公務員に準ずる期間に延長し、職員の休暇取得の促進を図るため、条例を一部改正する。 (改正内容) 第10条第2項中「要介護者1人につき通算93日まで、3回を分割の上限として、指定する期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間」に改める。 施行日：平成30年1月1日 |

◎企画部

| 件名 | 概要 |
|--|--|
| 議案第75号 石垣市職員定数条例の一部を改正する条例 (企画政策課) | 平成29年3月31日に幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改正されたことに伴い、教育委員会における幼稚園業務を市長部局へ補助執行するとともに、本市における子育て支援環境の整備・充実を行うため、新たな組織を編成した上で、体制強化を図る必要があることから、当該条例を一部改正する。 (改正内容) 第2条第2号(市長部局職員)中「370人」を「380人」に、同条第5号(教育委員会の事務局及び教育機関の職員)中「118人」を「108人」に改める。 施行日：公布の日 |

◎福祉部

| 件名 | 概要 |
|--------------------------------|--|
| 議案第76号 石垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 介護予防・日常生活支援総合事業及び平成30年度から権限移譲される居宅介護支援事業の事業者指定に係る申請手数料を定める必要があるため、当該条例を一部改正する。 (改正内容) 別表を一部改正する。 ・他市町村に所在する地域密着型サービス事業所を本市が指定する際の指定申請及び指定更新手数料について規定する。 |

| | |
|---------|--|
| (介護長寿課) | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所の指定申請及び指定更新手数料を追加規定する。 ・地域密着型サービスと介護予防地域密着型サービス事業の一体的な申請の際の指定申請及び指定更新申請手数料について規定する。 ・介護予防・日常生活支援総合事業における指定申請及び指定更新申請の手数を追加規定する。 <p>施行日：平成 30 年 4 月 1 日</p> |
|---------|--|

◎教育部

| 件 名 | 概 要 |
|---|--|
| 議案第 77 号 桃原用昇奨学基金条例の一部を改正する条例 (総務課) | 桃原用昇奨学金において、進学への意欲・能力はあるが経済的に厳しい家庭の学生に対し返済不要の奨学金を給付するため、条例の一部改正する。 (改正内容) 第 1 条及び第 5 条第 1 号中「貸与」の次に「又は給付」を加える。 施行日：公布の日 |

【補正予算 4件】

◎総務部

| 件名 | 概要 | | | | | | |
|--|--|------------|-----|-------|------------|----------|------------|
| 議案第 70 号 平成 29 年度石垣市一般会計補正予算 (第 5 号) (財政課) | 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>3億782万5千円</u> を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>281億2,120万3千円</u> とする。 また、債務負担行為、地方債及び繰越明許費の補正を行う。 (主な内容) (歳入) 増額：県支出金、寄附金、市債等 減額：県支出金、市債等 (歳出) 増額：総務費、民生費、農林水産業費、商工費、教育費等 減額：農林水産業費、土木費等 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正前の額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">28,429,028</td> <td style="text-align: center;">△307,825</td> <td style="text-align: center;">28,121,203</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 28,429,028 | △307,825 | 28,121,203 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | |
| 28,429,028 | △307,825 | 28,121,203 | | | | | |

◎市民保健部

| 件名 | 概要 | | | | | | |
|---|--|-----------|-----|-------|-----------|---------|-----------|
| <p>議案第 71 号 平成 29 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>(健康保険課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>4,307 万 7 千円</u> を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>84 億 1,912 万 1 千円</u> とする。</p> <p>債務負担行為として、国保情報集約システム業務委託（限度額：335 万 6 千円。平成 29 年度～平成 30 年度までの期間）を設定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 増額：歳入欠かん補填収入 減額：退職被保険者等療養給付費交付金(現年度分)、 財政安定化支援事業一般会計繰入金</p> <p>(歳出) 減額：退職被保険者等療養給付費</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,462,198</td> <td>△43,077</td> <td>8,419,121</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 8,462,198 | △43,077 | 8,419,121 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | |
| 8,462,198 | △43,077 | 8,419,121 | | | | | |

◎福祉部

| 件名 | 概要 | | | | | | |
|---|--|-----------|-----|-------|-----------|--------|-----------|
| <p>議案第 72 号 平成 29 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>(介護長寿課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>3,780 万円</u> を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>39 億 7,509 万円</u> とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 増額：介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金等</p> <p>(歳出) 増額：一般事務費、介護予防・生活支援サービス事業等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,937,290</td> <td>37,800</td> <td>3,975,090</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 3,937,290 | 37,800 | 3,975,090 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | |
| 3,937,290 | 37,800 | 3,975,090 | | | | | |

◎建設部

| 件名 | 概要 | | | | | | |
|---|---|-----------|-----|-------|-----------|--------|-----------|
| <p>議案第 73 号 平成 29 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>(港湾課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>1,117 万 8 千円</u> を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>18 億 83 万 1 千円</u> とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 増額：一般会計繰入金、財政調整基金繰入金</p> <p>(歳出) 増額：工事請負費等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,789,653</td> <td>11,178</td> <td>1,800,831</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 1,789,653 | 11,178 | 1,800,831 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | |
| 1,789,653 | 11,178 | 1,800,831 | | | | | |

【その他 15件】

◎企画部

| 件名 | 概要 |
|---|--|
| 議案第 78 号 石垣市公設市場指定管理者の指定について (商工振興課) | 公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：石垣市特産品振興協同組合 2 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで |
| 議案第 79 号 石垣市伝統工芸館指定管理者の指定について (商工振興課) | 公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：石垣市織物事業協同組合 2 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで |

◎農林水産部

| 件名 | 概要 | | | | | | |
|---|---|--------|-----|------|------|--------|--------|
| 議案第 80 号 石垣市民の森指定管理者の指定について (農政経済課) | 公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：八重山森林組合 2 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで | | | | | | |
| 議案第 81 号 石垣市船越漁港直売所兼休憩所施設指定管理者の指定について (水産課) | 公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：北部漁友会 2 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで | | | | | | |
| 議案第 82 号 農業基盤整備促進事業(崎枝第 2 地区)の施行について (むらづくり課) | 土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うには、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を得る必要がある。 受益面積：12.3ha 受益戸数：10 戸 主要工事：畑地かんがい施設 総事業費：20,900 万円 工期：平成 30 年度～平成 34 年度 (5 年間) | | | | | | |
| 議案第 83 号 農山漁村活性化対策整備事業(久宇良地区)の計画変更について | 土地改良事業計画を定めた土地改良事業の計画変更を行うには、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を得る必要がある。 <table border="1" data-bbox="571 1989 1394 2085"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計画</th> <th>変更計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受益面積</td> <td>16.6ha</td> <td>13.2ha</td> </tr> </tbody> </table> | | 現計画 | 変更計画 | 受益面積 | 16.6ha | 13.2ha |
| | 現計画 | 変更計画 | | | | | |
| 受益面積 | 16.6ha | 13.2ha | | | | | |

| | | | |
|----------|--------------|------------|------------|
| (むらづくり課) | 農家戸数 | 19 戸 | 11 戸 |
| | 主要工事 農業用排水施設 | 16.6ha | 13.2ha |
| | 総事業費 | 180,846 千円 | 176,704 千円 |
| | 工期 | H25～29 年度 | H25～29 年度 |
| | 総費用総便益比 | 1.05 | 1.21 |

◎建設部

| 件名 | 概要 |
|--|---|
| 議案第 84 号 工事請負契約についての 議決内容の一部変更につ いて〔石垣 5 号雨水幹線 函渠整備工事(28-1)〕 (下水道課) | 平成 28 年第 6 回市議会定例会で議案第 69 号をもって議決さ れた石垣 5 号雨水幹線函渠整備工事 (28-1) に係る工事請負契 約について、設計の一部変更に伴い、議決内容の一部を変更す る必要がある。 契約金額中「195,804,000 円」を「203,202,000 円」に変更 する。 |
| 議案第 85 号 市道の一部廃止について (施設管理課) | 路線の廃止は、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議 決を必要とする。 市道の一部を廃止する路線：米原 1 号線 (理由) 橋を取り壊し、一部通行不能となるため。 |
| 議案第 86 号 市道の認定について (施設管理課) | 路線の認定は、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決 を必要とする。 路線名：ゆいロード線 (理由) 県道の一部を移管 |
| 議案第 87 号 市道の認定について (施設管理課) | 路線の認定は、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決 を必要とする。 路線名：石小東通り線 (理由) 県道の一部を移管 |
| 議案第 88 号 市道の認定について (施設管理課) | 路線の認定は、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決 を必要とする。 路線名：蔵元气象台通り線 (理由) 国道の一部を移管 |
| 議案第 89 号 底地海水浴場指定管理者 の指定について (施設管理課) | 公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法 第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：合同会社 ValueCreation 2 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで |
| 議案第 90 号 明石パラワールド指定管 理者の指定について (施設管理課) | 公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法 第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：明石スカイレジャー振興協議会 2 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで |

◎教育部

| 件名 | 概要 |
|--|--|
| 議案第 91 号 大濱信泉記念館指定管理者の指定について (総務課) | 公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：株式会社ハブクリエイト 2 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで |
| 議案第 92 号 工事請負契約について (学務課) | 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。 (内容) 1 契約の目的 白保小学校校舎新增改築工事(建築) 2 契約の方法 指名競争入札 3 契約金額 200,556,000 円 4 契約の相手方 石垣市字真栄里 721 番地 1 (株) 肥後工務店 代表取締役 仲吉 直知 |

【報告 2件】

◎建設部

| 件名 | 概要 |
|--|--|
| 報告第 13 号 専決処分の報告について (施設管理課) | 和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。 1 事故名：市道平得大川線における除草作業中の車両窓破損事故 2 損害賠償額：101,865 円 |
| 報告第 14 号 専決処分の報告について (施設管理課) | 和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。 1 事故名：市道横 3 号線上の側溝への車両転落事故 2 損害賠償額：800,000 円 (うち、損害保険から 592,800 円支払) |